

## 指定管理者評価シート

## 一 管理運営の状況

1	施設名	仙台市秋保ビジターセンター・秋保二ロキャンプ場
2	指定管理者	一般社団法人秋保地域活性化協議会
3	指定期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日
4	施設の利用状況	H30年度 ビジター 17,332人 (前年度比145%) キャンプ場 2,730人 (前年度比102%) H29年度 ビジター 11,941人 (前年度比 79%) キャンプ場 2,666人 (前年度比 92%) H28年度 ビジター 15,210人 (前年度比 81%) キャンプ場 2,893人 (前年度比102%)  《事業》 秋保ビジターセンター及び二ロキャンプ場の維持管理を行うとともに、秋保の自然、人材を活用した誘客のためのイベントや展示及び秋保地区の観光情報発信を行っている。
5	収支の状況	《費用》  ・ 指定管理者に支払った費用 15,315千円 (14,920千円)  ・ その他市が負担した費用 444千円 ( 450千円)  《収入》  ・ 使用料収入 1,423千円 (1,468千円)  ・ その他収入 17千円 ( 16千円)  ( )は前年度決算額
6	利用者の声	《実施状況》 館内へ誰でも自由に記入できるようにアンケートノートを設置し、来館者の要望や苦情等利用者の声を把握して施設の改善に努めている。多くのお客様から「おもてなしの心」に徹しているとの評価をいただいている。

## 二 管理運営に係る評価

(モニタリングシートの結果によって評価)

評価分野	所見	評価
I 総則	秋保の自然等を活用した誘客イベントを行うなど、施設の設置目的を職員が理解しており、適切な管理運営が行われている。	36/36
II 施設の運営管理体制	職員の勤務実績、配置状況、開館状況、指定管理料の執行等、適切に運営管理している。	30/30
III 施設・設備の維持管理	定期点検を実施しているとともに、不具合箇所についても適切に報告している。指定管理者が対応すべき施設整備業務について適切に対応している。 備品の管理や、清掃も適切に対応しているとともに、環境への配慮も適切に取り組んでいる。	24/24
IV サービスの質の向上	利用者に対する職員の接客マナーは適切であり、利用者が利用しやすい受付案内を実施している。また、当該施設の案内やパンフレットの配布にとどまらず、二ロエリアや秋保のアウトドア情報を中心に秋保全体の情報を発信するなど、利用者が利用しやすい環境づくりを心がけて、サービスの質の向上に努めている。	28/28
V 施設固有の基準	近隣住民(地元町内会や山岳ボランティア等)との連絡も密であり、地元に着した観光交流施設として適切に運営されている。	8/8

### 三 その他特に評価すべき優れた取組み

(指定管理者の優れた取組みを評価する 加点要素)

評価すべき取組み	評価すべき理由
加点評価	
-	

### 四 評価総括

《指定管理者（（一社）秋保地域活性化協議会）による自己評価》	
<p>秋保ビジターセンターでは、二口渓谷や盤司岩などへの観光案内と名取川上流の豊かな自然と触れ合う体験学習のイベント、また大東岳への登山受付、二口キャンプ場の受付等を行っています。体験学習では、山の動物、小鳥観察や川の生きもの観察の学習の中に、石窯を利用し山菜などの自然食を取り入れた食イベントも多く開催したことにより参加者にも好評を得ています。</p> <p>29年度は、二口林道が全面通行止めとなった影響で、ビジターセンター来館者数は大幅減(前年比79%)となりましたが、30年度は、好天にも恵まれ更にイベント等を中心に多くの方が来館し、前年比145%と大幅増となりました。引き続き自然を生かしたイベントを企画しながら、二口地区の活性化を目指します。</p> <p>また地元野尻町内会と連携し、キャンプ場清掃や設備点検、補修などに協力いただくなど、地域と密着しながら更に当施設の役割を果たしてまいります。</p>	
《施設設置者（仙台市）による評価》	総合評価
<p>当該施設は、県立自然公園内に位置しており、市民や観光客が豊かな自然と触れ合える場の案内機能を果たしている。</p> <p>指定管理者である（一社）秋保地域活性化協議会は、大人だけではなく、親子で参加できる様々なイベントを企画・実施しているが、これらのイベントは付近の水辺や遊歩道等を活用した秋保の自然を満喫できるものが多く、地域の特色を反映しつつ訪問者にとって魅力のあるものとなっている。</p> <p>また、キャンプ場等の施設運営面において、軽微な修繕や清掃等については、地元町内会の協力を得て行っており、地域との連携も図られている。</p> <p>これらのことから、秋保・二口地域の観光交流施設としての機能を十分に果たしていると評価できる。</p>	S

◎ 評価担当課（施設所管課）：文化観光局観光交流部観光課